平成２９年（フ）第１０２４号
東京都多摩市永山４丁目２番地16―507
破産者　石神　弘文
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第４４号
三重県津市一身田平野608番地14、前住所三重県鈴鹿市竹野１丁目10番12号
破産者　ＴＭ住宅設備こと　富内　　純
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２１４号
三重県津市片田新町47番地10
破産者　小林　秀昭
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２９０号
大津市坂本６丁目15番28号
破産者　株式会社巴
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第６３号
大阪市東淀川区上新庄２丁目４番36号
破産者　有限会社盛電設工業社
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所龍野支部

平成２９年（フ）第４９号
山口市大内矢田北５丁目７番30号
破産者　テックシステムサポート株式会社
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６５号
山口県防府市大字江泊1816番地の21
破産者　渡邉　裕一
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５号
愛媛県宇和島市吉田町東小路乙63番地
破産者　有限会社エヴァ
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所宇和島支部

平成２９年（フ）第２１６号
高知市廿代町７―27
破産者　株式会社一宙
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２０７号
佐賀県小城市三日月町長神田777番地３
破産者　エイエムティー測量設計株式会社
1　決定年月日　平成30年２月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１３８４号
埼玉県戸田市笹目１－５―17　メゾン中尾第７Ａ　102号、住民票上の住所さいたま市中央区本町東５丁目１番３号　ヨノコーポ201号
破産者　茂木　大輔
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４９１号
東京都練馬区谷原３丁目25番12―110号
破産者　趙　　哲佑
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５３号
埼玉県加須市中種足1390番地５
破産者　長島　祐矢
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３６３号
神奈川県伊勢原市板戸262番地の２　第２寿荘221号
破産者　髙田　雅人
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２９年（フ）第２７３号
沖縄県南城市佐敷津波古2419―１　コンドミニアムＳ．ＹⅡ　107、住民票上の住所沖縄県南城市知念字具志堅218番地11
破産者　仲宗根雄太
1　決定年月日　平成30年１月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１６５６号
札幌市西区西町南９丁目１番８号　ＡＭハイツ101号　上野方
破産者　仙頭　和彦
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１７８６号
札幌市南区南32条西８丁目１番18号　セレモ32Ｂ―202号
破産者　相馬　正彦
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９６２号
北海道江別市高砂町36番地の２　市役所前ハイツセーラ101
破産者　小番　法光
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００５号
札幌市豊平区平岸７条13丁目１番15号　メゾンフォルテ203号
破産者　小玉　美穂
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６４４号
仙台市青葉区五橋１丁目７番４―505号
破産者　渡邊　　亨
1　決定年月日　平成30年１月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係